

新しい組織のあり方を 考える

平成23年11月26日
(土)

石田寛人

政治と科学

- 『政治から独立した安全確保体制』
- 最終判断し、決定するのは「政治」
- 執行するのは「行政」
- 専門家（科学者）の判断の尊重
- 専門家は、いかにして、いわゆる『unique voice』を形成するか。
- しくみに、格別の工夫が必要。

旧原子力委員会

- 単に当時の米国AECを我が国に移植したものではない
- 政治家と専門家が集まって決定するところ
- 合議制機関に独任機関の要素を導入.

旧原子力委員会

- 5人（後に7人）の委員の中に、委員長として独任機関の長（科学技術庁長官）
- 委員は基本的に学識経験者（専門家）。
- 合議制機関：多くの専門知識の集結。議論の過程の透明化。民主的意思決定
- 委員長も含めて、同じ立場。

旧原子力委員会

- 制度上は8条機関(諮問機関)
- 実質、3条機関(行政機関)的な運営も行われる。
- 『企画し、審議し、決定する』
- 報告・勧告
- 事務局：研究開発予算の一括計上
- 内閣総理大臣の尊重義務

米国NRC(その1)

- Nuclear Regulatory Commission
- 5人の委員
- Independent Organization
- 多数の職員、分野ごとの専門家

米国NRC(その2)

- National Research Council
- National Academy of Sciences
等のNational Academiesの中で審議組織の役割を受け持つ
- 政府の意思決定を、よりよいものにする活動

大胆な変革

- 科学への信頼をつなぎ止めるためには、大胆な改革を！ [米国 前NR C委員長 Meserve博士]
- それに必要なコストは、改革しない場合のコストに比較して、それほど大きいものではない。
- 行政改革、行政機構の簡素化に対応しつつ。

法曹3者モデル

- A. 執行責任を有する集団：行政機関：政治責任を持つ人がトップ
- B. 知的創造活動を行う集団：研究機関、大学等
- C. 科学的判断をまとめる集団：Academyの審議機関

法曹3者モデル

- A. 規制の実施
- B. 自由なる研究活動の遂行
- C. 専門家としての最終判断
- 規制の対象は放射性物質を扱い、原子力施設を建設運営する民間企業や研究機関、医療機関等

ルールづくりの重要性

- 立法：ルールづくり、規則の制定。
- これが、至高の重要性を持つという共通意識を国民全体で持つべきである。
- 執行への政治家の関与の程度：議院内閣制と大統領制の相違。

ルールづくりの困難さ

- ALARAの考え方
- これをいかに、ルールにしていけるか.